

東浦町風しんワクチン等接種助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、風しん単独ワクチン又は麻しん風しん混合ワクチン（以下「風しんワクチン等」という。）の接種（以下「予防接種」という。）を受けた妊娠を予定し、又は希望する女性及びその夫並びに妊婦の夫に対し、予防接種の料金を助成することにより、先天性風しん症候群の発生を防止し、並びに妊婦及び乳児の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者は、接種日現在に東浦町に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、風しんの罹患歴がある者を除く。

- (1) 妊娠を予定し、又は希望する女性
- (2) 前号に規定する者の夫（事実上婚姻関係にある者を含む。）
- (3) 妊婦の夫（事実上婚姻関係にある者を含む。）

(対象ワクチン)

第3条 この要綱による助成の対象となるワクチンは、風しんワクチン等とする。

(助成金の額及び助成の回数)

第4条 助成金の額は、予防接種の料金のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を上限とし、助成の回数は、助成対象者1人につき1回までとする。

- (1) 風しん単独ワクチン 3,000 円
- (2) 麻しん風しん混合ワクチン 5,000 円

(助成金の申請等)

第5条 助成金を受けようとする者は、予防接種後に風しんワクチン等接種助成金支払申請書（様式第1）に予防接種の料金の領収書を添付して、予防接種を受けた日の属する年度の末日までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により提出された風しんワクチン等接種助成金支払申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、風しんワクチン等接種助成金交付決定通知書（様式第2）により交付決定を通知する。
- 3 前項の交付決定があった場合は、第1項に規定する風しんワクチン等接種助成金支払申請書を実績報告書及び助成金の請求書とみなす。
- 4 町長は、第2項の交付決定を行ったときは、交付決定を行った月の翌月までに助成金を支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、予防接種の料金の助成に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年6月1日以後に予防接種を受けた者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町風しんワクチン等接種助成事業実施要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に予防接種を受けた者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第5条関係）

風しんワクチン等接種助成金支払申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

東浦町風しんワクチン等接種助成事業実施要綱に基づき助成を受けたいので、下記のとおり申請します。また、審査のため、住民基本台帳及び戸籍簿を東浦町長が閲覧することに同意します。

記

対象者確認欄 (該当する項目に☑をつけてください)	☐ 町民で妊娠を予定・希望する女性 ☐ 町民で妊娠を予定・希望する女性の夫 ☐ 町民で妊婦の夫 ☐ 風しんにかかったことがない						
接種を受けた方の氏 名	生年月日		接種年月日			接種費支払金額	
	年 月 日		年 月 日			円	
助成金請求額	円						
振込先							
金融機関名	銀 行 本店 信用金庫 支店 農業協同組合						
口座種別	普通・当座	口座番号					
口座名義		(フリガナ)					

※この申請書には、必ず次の書類を添付してください。
接種実施機関が発行した領収書（被接種者氏名、接種日、ワクチン名、金額が明記されたもの）、振込み先の名義及び口座番号がわかるものの写し（通帳のコピー等）
※申請者は接種を受けた本人としてください。また、振込先もご本人名義の口座をご記入ください。

様式第2（第5条関係）

年 月 日

様

東浦町長

風しんワクチン等接種助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった風しんワクチン等接種助成については、東浦町風しんワクチン等接種助成事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円